

**第 2 回静岡市・蒲原町合併協議会
第 2 回静岡市・由比町合併協議会
合同会議 議事録**

平成 1 6 年 5 月 2 8 日
静岡市・蒲原町合併協議会事務局
静岡市・由比町合併協議会事務局

1 開催日時 平成16年5月28日(金)午後2時から

2 開催場所 ホテルアソシア静岡ターミナル 3階「葵」

3 出席者 (1) 静岡市・蒲原町合併協議会

小嶋会長、山崎副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

須藤委員、石川委員、影山委員、志田委員、吉田委員、

斉藤委員 (全13名出席)

(2) 静岡市・由比町合併協議会

小嶋会長、望月副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

安部委員、佐野委員、佐藤委員、小林委員、豊島委員、

斉藤委員 (全13名出席)

下線の会長及び委員は、両協議会兼務

4 議題

(1) 報告

報告第3号 静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程及び静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程の一部改正について

報告第4号 静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程の制定について

(2) 協議

協議会スケジュールについて

基本項目について

法による特例項目について

市町村建設計画について

(3) その他

5 会議内容 以下のとおり

事務局 定刻となりましたので、第2回静岡市・蒲原町合併協議会及び第2回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を開会いたします。

なお、本日の会議には、委員全員のご出席をいただいておりますのでご報告いたします。

また、本日は、初めての合同会議ということで、本来は蒲原町と由比町の委員の皆様を紹介すべきところではありますが、時間の関係もございますので、お手元の座席表によりかえさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、会長から一言ごあいさつ申し上げます。

会長（小嶋静岡市長） 皆さん、こんにちは。また本日は傍聴の方も大勢お越しいただきましてありがとうございます。懸案でありました、いよいよ合同の合併協議会が本日開かれますけれども、実のある、そして将来に向かって希望のある議論をしていきたいというふうに思っておりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、第2回静岡市・蒲原町合併協議会及び第2回静岡市・由比町合併協議会の合同の会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

合同会議の件につきましては、前回、それぞれの第1回合併協議会におきまして、委員の皆様方のご賛同をいただき、今回から基本的には合同で会議を開催し、協議を進めていくということになりました。これも、一体的な協議を必要とする場合や、相互に関連のある協議項目が多いこと、また、限られた期間内に効率的に協議を進める必要があることなどから、合同会議とするわけでありまして、山崎町長さんと望月町長さんの両副会長と力を合わせながら、円滑な会議の運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。つきましては、委員の皆様方にも、より一層のご理解、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 次に報道関係者の方をお願いいたします。これより議事に入りますので、取材は傍聴席からということにさせていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは議事に入ります。議長であります会長に進行をお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

最初に、報告第3号及び報告第4号につきまして、関連がありますので、事務局から2件をまとめて説明をいたします。

事務局 それでは、「報告第3号 静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程及び静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程の一部改正について」、及び「報告第4号 静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に

関する規程の制定について」ご報告いたします。資料の 1 - 1 ページをご覧くださいと思います。

最初に、報告第 3 号ですが、これはそれぞれの第 1 回合併協議会において、報告第 2 号で
ご説明いたしました委員の費用弁償等に関する規程の一部改正でございます。前回は 1 市 1
町の合併協議会として必要な事項を定めたところでありますが、2 つの合併協議会を合同会
議として開催するに当たりまして、規程の一部を改正するものであります。

次の 1 - 2 ページをお願いいたします。改定の内容を、静岡市・蒲原町合併協議会費用弁
償等に関する規程によりましてご説明をいたします。

まず第 2 条の第 1 項では、委員等に対する旅費の費用弁償について、現行の「静岡市、蒲
原町の区域外」を、会議等が由比町でも開催されることから、「静岡市、蒲原町及び由比町
の区域外」に改めるとともに、第 2 項では、両協議会の委員等の職を兼ねている委員が、静岡
市、蒲原町及び由比町の区域外に出向いた場合、その回数は 2 回ではなく 1 回とし、またそ
の費用弁償は両合併協議会が按分して負担する旨の規定を加えるものでございます。

また、第 3 条第 2 項として、謝金を支給する委員が両協議会の委員の職を兼ねている場合
は、会議等を合同で開催するときの出席日数は 1 とし、その謝金は両協議会で按分して負担
する旨の規定を設けるものでございます。なお、次の 1 - 3 ページをお願いいたします。

静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程についても、ただいまご説明いたしま
した蒲原町の規程と同様の改正を行うものでございます。

続きまして 2 - 1 ページをお願いいたします。報告第 4 号 静岡市・蒲原町合併協議会及
び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程の制定についてご説明
をいたします。

次の 2 - 2 ページをお開きください。これは、ただいまの費用弁償に関する規定の一部改
正にも関連いたしますが、静岡市・蒲原町合併協議会財務規程第 9 条の規程に基づき、会長
が別に定めるものとして、両協議会に共通する経費の負担割合に関し必要な事項を定めるも
のでございます。例えば会議の会場借上料や啓発用パンフレット印刷製本費などの共通する
経費は、両協議会が按分して均等に負担すること。また、按分した結果、1 円未満の端数が
生じた場合は、静岡市・蒲原町合併協議会、静岡市・由比町合併協議会の順で負担すること
を定めるものでございます。

次の、2 - 3 ページをお開きください。静岡市・由比町合併協議会財務規程第 9 条の規程
に基づくものでありまして、内容は、ただいまの説明と同様となっております。なお、報告

第3号の費用弁償等に関する規程の一部改正及び第4号の共通する経費の負担割合に関する規程の制定につきまして、施行年月日は合同会議の開催について最終的にご賛同いただいた5月11日の合併協議会を経て改正及び制定の手続を行ったことから、5月12日から施行するものとしたします。

報告第3号及び第4号の説明は以上でございます。お願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から説明がありました報告第3号及び第4号につきまして、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いいたします。

それでは、報告第3号及び第4号につきましては原案どおりとしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは原案どおりとさせていただきます。

次に、協議会の今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、合併協議会の年間スケジュールにつきましてご説明をいたします。3ページをご覧くださいと思います。

これは、本年度の合併協議会の開催日程等について、現時点における案としてお示しするものでありまして、今後の協議状況等によっては変更する場合もございますので、あらかじめご承知置きいただきたいと思います。

今後の予定につきまして簡単にご説明いたしますと、第3回合同会議は6月30日に蒲原町で、法による特例項目や一般項目について協議を行う予定でございます。第4回合同会議は、7月30日に由比町で、引き続き特例項目や一般項目の協議のほか、建設計画の主要施策、重点事業について協議を行う予定でございます。

以下、第5回合同会議を8月10日に蒲原町で、第6回合同会議を9月3日に由比町で開催する予定でありまして、10月7日に清水地区で開催予定の第7回合同会議では、建設計画の中間素案を策定し、各協議項目の協議が一通り終了した段階で、10月末から12月にかけて、啓発用パンフレットの全戸配布や住民説明会、公聴会を開催していきたいと考えております。そして、11月の第8回合同会議や翌年1月の予備会議を経て、1月28日には最終の合併協議会として合併の是非決定を行うことを予定しております。

そして最終的な協議結果については、合併協議会だよりにより、住民の皆様にお知らせするほか、合併協議会の是非判断が是となれば、合併協定書の締結、各市町の議会による廃置分合議決を経て、県知事への合併の申請を平成17年3月31日までにを行うことを予定しております。協議会のスケジュールの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの協議会事務局からのスケジュールの説明につきましてご意見、ご質問ありましたら、ご発言をお願いいたします。須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原町の須藤です。

今、年間スケジュールが説明されたわけですが、少し早い話ですが、10、11月に建設計画の中間素案ができて、住民説明会をやりますね。このときに、各市町2回、計6回となっています。ここの具体的な内容を説明してもらいたいのは、例えば蒲原で説明会をやったときには静岡市の合併協の皆さんと蒲原町の合併協の皆さんが、そこへ行って説明会をやるという形になるわけですか。では、静岡市でやる場合にはどうするか。2回というのは、2会場でやるということでもいいのでしょうか。例えば1町で2回というのは、2会場でやるということでもいいのでしょうか。その点質問いたします。

議長（小嶋静岡市長） これは。事務局どうですか。

事務局 静岡市・蒲原町合併協議会の皆さんで蒲原町で2回、静岡市・由比町合併協議会の皆さんで由比町で2回ということになります。静岡市の場合には、合同になります。静岡市と蒲原町、静岡市と由比町の合併協議会が合同で行うということです。

議長（小嶋静岡市長） 静岡でやるときは合同で、2回ということですね。

須藤委員（蒲原町議会議長） もう1つ、蒲原町の場合ですけども、今後、蒲原町の町民の意見をいろいろと聞いていこうということで、蒲原町の場合は地理的に細長いということもありまして、東・中・西部へ会場を設けてやろうというふうな形になっているものですから、できたら、2回ということになっていますけれども、3回やってもらうわけにいかないでしょうか。そういう要望を出したいのですが。その辺どうでしょう。

議長（小嶋静岡市長） それはできないことはない。

事務局 一応各地区で2回ずつということで、とりあえずの案を出してあるのですが、今ご希望の3回ということですので、事務局で、静岡・蒲原・由比の職員が集まって、事務局でその辺を調整させていただきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） それから、この辺が恐らく、蒲原町さんも、由比町さんも、いろいろ地域の都合もおありでしょうから、これは1つの案として、時間とか日程が合えば、できるだけやるということでもいいですか。そのほうがいいと思います。ですから、これは1つの案で、もしこれが10回とか20回というと大変ですが、3回、地域の実情に合わせてというなら、また事務局で日程調整して、できるだけ実現できるように図っていきたいと思います。

ほかにご意見等ございましたらご発言をお願いします。

これで一応第6回くらいまでは、こういうスケジュールでいくわけですね。その後の日程については、この6回の協議の中で、少しこのように変えたほうがいいのかあって、とにかく最後の期限は決まっているわけです。そこまでに合併協議会として意見を集約するという、その期限は大体1月28日頃と想定していますので、9月3日の会議が終わると、残りが4か月か、5か月。この間に、もっと会議を開いて決めなくてはいけない、なかなか意見がまとまらないということであれば、そのとき考えていきたいというふうに思います。そういう形でいきますので、よろしく願いいたします。

それでは、概ねこのスケジュールということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(小嶋静岡市長) ありがとうございます。

続きまして、基本項目につきまして協議を行いたいと思います。

最初に、合併の方式について、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、4 - 1ページをご覧ください。ここには基本項目である5つの項目について、その概要を記載するとともに、右側の空欄には、協議結果を記入していただくようにしてございます。

まず基本項目の1番目としまして、合併の方式についてご説明いたします。これは地方自治法第7条の市町村の廃置分合の規定に基づくものでありまして、合併の場合は、他の普通地方公共団体との合体、いわゆる新設合併と、他の普通地方公共団体への編入合併とがございます。その説明といたしまして、4 - 2ページへ、前回の会議でお渡しした資料と同じものをつけさせていただきました。これをご覧くださいますと、新設合併の場合と編入合併の場合とでは、市町村の名称や事務所の位置、市町村長、議会の議員、農業委員会の委員、特別職の職員、一般職の職員の身分、条例と規則の取扱いが異なってまいります。

なお、それぞれ個々の取扱いについては、今後基本項目、法による特例項目及び一般項目の中でご協議していただきますが、新設合併の場合は、市町村の名称や事務所の位置は新たに定めることとなりますし、市町村長、議会の議員や特別職の職員等は全員が失職することとなります。一方、編入合併の場合は、市町村の名称や事務所の位置は通常、編入する市町村の名称や事務所の位置となりますし、編入される市町村の長、議会の議員や特別職の職員等は原則として全員失職することとなります。

なお、協議結果の表現といたしましては、新設合併の場合は「新設合併とする。」または

「対等合併とする。」となります。一方編入合併の場合は、先進事例等を参照いたしますと、「庵原郡蒲原町及び由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。なお、同区域は仮称C区（仮称清水区）の区域に編入するものとする。」というような表現となります。

以上、合併の方式についてご説明をいたしました。

議長（小嶋静岡市長） ただいま合併の方式について説明がありましたが、この件についてご意見があればご発言をお願いいたします。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月であります。

合併の方式について、若干私の考えを申し述べさせていただきます。

ただいま事務局のほうから、合併の方式についての説明があったわけでありまして。大変、基本項目の中でも一番基本となる、一番重要案件だと私は思っているわけでありまして、新設にするか編入にするかによって、その後の問題が大きく変わってくるということでございます。

私たち由比町におきましては、この問題について過去何回も合併の説明会でしてきているつもりでありますし、また議会のほうでも、全員協議会等でも説明をしてきた中において、やはり、それなりの町の財政力、また人口規模等を鑑みて、静岡市が由比町を編入する。また、蒲原町さんはどういう考えか、わかりませんが、静岡市が蒲原町を編入する。私たち由比町にとりましては、静岡市に編入されるという基本的な考えを私も考えているというふうに申し述べて、皆様にご提案させていただきたいと、このように思っております。

したがって、合併方式については編入という形がよろしいかと思っております。以上であります。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご発言があれば、よろしくをお願いいたします。

須藤委員さんどうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原町の須藤です。蒲原町議会の中でも、この問題について話し合っております。蒲原町の議会の中では、編入合併と対等合併がほぼ同じぐらいの割合で意見が出ております。今、望月副会長がおっしゃったように、人口比、70万人に対して1万3千人、それから財政規模は一般会計2,459億円に対して、蒲原町48億円。51倍なんですね。そういうことから見ていくと、これは編入合併だろうと。ただ、住民の皆さんが非常に不安を持っている内容が議会に出てきているだろうと。編入合併ということになると、静岡市に、何も言うことができなくて、そのまま吸収されてしまうだろうと。

それからもう1つは、蒲原町のいいところが、全部静岡市にのみ込まれてしまうのではな

いかと、非常に大きな不安が住民の中にある。そういうことの中で、編入なんだけれども、やはり対等の気持ちで、今後、合併協議会の委員は、そういう気持ちで話をしてきなさいというような内容の中で、対等という話が出てきたじゃないかというふうに理解しております。そんな蒲原町の議会の中ですけれども、私個人としては編入合併でいいと思っています。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご意見ございましたらお願いいたします。

副会長（望月由比町長） ただいま蒲原の須藤議長の考え方も、私はよくわかっているところであります。気持ちの上で、これから由比町が静岡市と合併をする、そういった姿勢の中に、由比町の姿がどうなるんだということを、私たちが代弁者として申し述べていくわけがありますが、気持ちの上においては、新設合併のつもりで、これはお願いをしていくと。

しかしながら、この新設と編入の相違点を見まして、新しい市をつくるということが、70万対由比町の1万という財政規模の中で、また人口規模の中で、果たしてそれがちゃんとした合併につながるかどうかという問題になってくるかと思っております。私たちは、常識の範囲で、自然な形の中で編入がよろしいかという形で、私は意見として申し述べていることのでございますので、ぜひ、ほかの委員の皆様のご意見をいただいて、ここのところが実現されていかなければ、次に進めないという形になろうかと思っておりますので、よろしくご判断をしていただきたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） 安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比の安部でございます。合併の方式につきましては、今うちの望月町長のほうから話もありましたけれども、結論的には、私も議会といたしましても、編入合併というような考え方でまとまってきておりますので、この方式につきましては、由比町議会としては、編入合併で結構ですというような現状を、改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） 鈴木委員お願いします。

鈴木委員（静岡市議会議長） 両町のほうから編入というお話ありましたけれども、思いはですね、大きい小さいの問題ではなくて、それぞれの町には町に合った歴史があったと思うわけですね。町民の皆さんは、一緒になっての不安の点がたくさんあるかと思っておりますけれども、やはりこの協議会では、編入という1つの方式であっても、対等合併の精神で、新市建設計画にしてもそうですけれども、そういうものに取り組んでいくということでなければまとまらないと思っておりますので、静岡側の意見としても、そういう精神で行きますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） いろいろご意見ございました。ほかにご発言ございますか。剣持委員。

剣持委員（静岡市議会議員） 鈴木委員からもお話ありましたが、先般、第1回合併協議会の際に望月町長さんが、私も大変印象深く拝聴させていただきましたが、由比町は115年の歴史の中で一度も合併をしたことがない。したがって、非常に町民感情としては不安を持っている。その中で、その不安を払拭することが非常に大事であるし、そのために、ぜひ合併協の中で不安を取り除くような建設計画に、つくり上げていきたいというお話があったわけですが、私どもとしても、今、鈴木委員の話のとおり、この問題については基本的に編入合併の中で、できるだけ対等の精神を持ちつつ、町の特色を生かした建設計画をつくり上げていくと、そういったことで、蒲原町さんのほうもご理解いただけるとは思いますが、そういう形で進んでいただければと思っております。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご発言ございましたらお願いいたします。

それでは、ご発言も大体出尽くしたように思いますので、諮らさせていただきますが、大勢のご意見のように、合併の方式につきましては編入合併ということにして決めさせていただきますよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、合併の方式につきましては、「庵原郡蒲原町及び由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。なお、同区域は仮称C区（仮称清水区）の区域に編入するものとする。」という表現とさせていただきたいと思っております。

ただ、会長として一言つけ加えさせていただきますが、今それぞれの1市2町の代表の方から、大変いい話がありました。今後合併協議会、この議事を進めていく上で、今、皆さんがおっしゃった気持ちを最後まで持ち続けて、蒲原町さん、そして由比町さんにとって不安のない形の議論を集約していきたいというふうに思いますので、何とぞひとつ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次に移ります。次に合併の期日につきまして、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、「2 合併の期日」についてご説明をいたします。4 - 3ページをお願いいたします。

これは、現行の合併特例法と合併特例等に関する法律、いわゆる新法との比較を簡単に表にしてまとめたものでございます。なお、合併特例新法と、地方自治法、現行合併特例法の各改正法の、いわゆる市町村合併関連3法は、今月19日に国会で可決成立したものでござい

ます。

合併を検討する場合、適用される法律によって、その取扱いが大きく異なるため、合併の期日についても、法律の適用期間というものが1つの重要な判断基準となってまいります。つまり、現行の合併特例法と新法では、議会の議員、農業委員会の選挙による委員、地方税の取扱いについては変わりませんが、合併特例債が廃止され、普通交付税の合併算定替えの期間が短縮されます。

ここで、合併特例債について簡単に説明をいたしますと、合併する市町村が、市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことでありまして、合併特例債によって充当できるのは、対象事業費の概ね95%で、さらにその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。これは合併市町村の一体性の速やかな確立を図り、均衡ある発展に資するための公共的施設の整備事業等を実施していく上で必要不可欠な財政上の特例措置であります。また、普通交付税の合併算定替えにつきましては、合併により市町村の規模が大きくなると、スケールメリットにより経費の節減が可能となり、地方交付税の額も減少するのが一般的ですが、合併後直ちに経費の節減をすることは難しいため、その緩和措置として、合併後も、合併前の市町村がそれぞれ存在するものとみなして計算した地方交付税の額を一定期間保障するというもので、現行法では、これが10か年限度であったものが、新法では段階的に5か年度に短縮されることとなります。

そこで、現行の合併特例法の適用を受けることを前提に合併の期日を検討した場合、表の合併特例法の欄の最下段にありますように、現行法は、従来は平成17年3月31日までの合併を対象としていましたが、法律の改正により、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したのものについては現行法が適用されることになりました。これらのことを踏まえまして、ご協議をお願いしたいと思います。

以上、合併の期日についてご説明いたしました。

議長（小嶋静岡市長） ただいま合併の期日にかかわる事務局からの説明がありましたが、この件につきましてご意見等がございますれば、ご発言をお願いいたします。安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 今、説明を受けましたけれども、由比町議会では、この辺につきまして協議してまいりました。そして、今説明の中の概要にありますように、17年の3

月31日までに市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行うという形の中で18年の3月31日までに合併させていただいて、そして特例法の適用を受けたいということ、由比町議会といたしましては、そのような協議がなされておりますので、一応ご報告をさせていただきます。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご発言があればお願いいたします。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員（由比町区長会長） 佐藤です。学校及び一般企業、あるいは世間一般、4月がほとんど年度がわりとなっております。ということで、住民への周知や、あるいは電算システムの関係の事務処理、こういうことを考えますと、18年の3月31日がよろしいではないかなと、こういう意見であります。以上です。

議長（小嶋静岡市長） 安部委員と同じ意見ということですね。ありがとうございました。

ほかにご発言があればお願いいたします。石川委員どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 普通交付税の合算算定替えのことでちょっとお聞きしたいのですが、例えば静岡市と蒲原、由比町が合併した場合に、地方交付税というものは、静岡市の計算の中に入ってしまうというふうに考えていいですか。そうしますと、例えば蒲原、由比で合併したときには10年間地方交付税が保障されるということですけど、70万人の静岡市の中に2万3千人が編入した場合に、例えば由比町で現在もらっている地方交付税というのは静岡市に入ってくるのですか。そういう計算ですか、それともなくなってしまうんですか。

議長（小嶋静岡市長） それは、合併をしない場合にもらえたとする交付税が10年間保障されると。どういう意味ですか。もう一回お願いします。

石川委員（蒲原町議会副議長） 例えば由比町が現在地方交付税を10億円もらっているとした場合、静岡市と由比町が合併したときに、その地方交付税というのは、静岡市の計算に入ってしまった場合、71万人という計算で地方交付税を計算されたときに、由比町が、本来なら10年間地方交付税をもらえると。合併特例法でもらえるという、その10億円が計算上消えてしまうのではないか。

議長（小嶋静岡市長） そこが、この普通交付税の合併算定替えという言葉なのですが、本来70万人が例えば71万人になりますね。そうすると、交付税というのは基準財政需要額と基準財政収入額の間を埋めるものなんですね。だけど、1つになると、例えばさっきも少し言ったんですけど、職員の数なんか低く算定されてしまうんですよ。そうすると、基準財政需要額が減るわけです。ですから合併すると、需要額の部分が減るから、交付税は計算すると

減るんです。だけど、それでは合併する意味がないから合併しないということを想定して、合併する前にもらった交付税の算定基準が10年間ずっと生きるということです。実際には、職員が減るのだけれど、一気に職員の数を減らせないものだから、激変緩和措置として、職員がそのままいたとして、交付税の需要額に算定されていく、という措置をとっている。だからその辺は大丈夫というわけです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局からご説明いたします。合併した場合、1市2町で合併して金額を計算したときに、その金額が例えば110だいたします。それで、静岡が100、蒲原が10、由比が10、足しますと120になりますけれども、この110と120の多いほう、有利なほうを算定していただくというふうに伺っております。ですから、先ほどの10が消えてしまうということではありません。

石川委員（蒲原町議会副議長） わかりました。消えなければいいです。

議長（小嶋静岡市長） 今の不安は、多分合併特例債が将来どうなるかわからないという話もあるんですけど、今のところ、我が市が合併して、もうこれで2年目の予算編成やりましたけど、合併特例債はしっかりと認めてもらって、そういった形で行っていますから、いいのではないのでしょうか。

ほかにご質問、ご意見があれば伺いたいと思います。

それでは、合併の期日を平成18年3月31日という旨のご発言がありましたが、皆さんほかにご意見ないようでありますから、皆さんに伺いたいと思います。仮に合併するとしたら、現行の合併特例法の適用を受けて合併することが最善であるとの判断に立ち、平成17年3月31日までに各市町の議会の議決を経て、県知事への合併の申請を行うものとし、合併の期日は「平成18年3月31日とする。」ということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） ありがとうございます。

続きまして、「合併後の市の名称」、そして「合併後の市の事務所の位置」、そして「財産及び公の施設の取扱い」についてであります。これら3つは、合併の方式が編入合併となったということを踏まえまして、まとめて説明をしていただきます。

事務局 それでは、4 - 1ページに戻っていただきまして、合併の方式が編入合併ということ踏まえまして、基本項目の3、4、5について一括してご説明いたしますと、3の「合併後の市の名称」は「『静岡市』とする」。4の「合併後の市の事務所の位置」は「静岡市

の事務所の位置とする」。5の「財産及び公の施設の取扱い」は、「蒲原町及び由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。」ということになります。以上、事務局案です。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見等があればご発言をお願いいたします。安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） あえて説明させていただきます。3番、4番、5番という形でございますけれども、1番の合併の方式の中で、この3番、4番、5番については一応決まってくるのではないかなと考えております。そういう意味からしまして、3番、4番については、説明のとおり、静岡市ということで由比町議会でも協議がなされておりますので、一応報告をさせていただきます。あわせて、5番につきましては、これは原則ということで概要の中で説明されております。これも承知しておりますので、一応報告をさせていただきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） よろしいですか。

それでは3件につきまして一括してお諮りいたします。ただいまの事務局提案どおりということで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） ありがとうございます。それでは、改めて確認をいたします。合併後の市の名称は「『静岡市』とする」。合併後の市の事務所の位置は「静岡市の事務所の位置とする」。財産及び公の施設の取扱いは、「蒲原町及び由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。」ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で基本項目の5項目は、協議が整いました。

続きまして、法による特例項目について協議をいたしたいと思います。

それでは6の「市議会議員の定数及び任期の取扱い」につきまして、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、5 - 1ページをご覧いただきたいと思います。ここには、法による特例項目として5つの項目について、その概要を簡潔に記載してございます。

それでは、「6 市議会議員の定数及び任期の取扱い」について説明いたします。

議会の議員の定数は、本来、地方自治法の規定により、人口を基準として算定されますが、合併特例法では、激変緩和措置として、合併後の議員の定数や在任期間に係る特例措置を定

めております。

次の5 - 2ページをお願いいたします。ここでは、中段の「編入合併の場合の特例」の説明になりますが、文章ではわかりづらいので、次の5 - 3ページの図を使ってご説明をいたします。一番上の「1 - (1) 定数特例」は、編入される市町村の議員定数を人口割で算出し、合併後に旧市町村を区域として増員選挙を行うものであり、これによりますと、蒲原町、由比町とも1人ずつが静岡市の残任期間について特例定数をとることができます。ちなみに合併の期日を平成18年3月31日といたしますと、残任期間は約3年間となります。

次の「1 - (2) 定数特例 + 定数特例」は、1 - (1)の増員選挙に続く最初の一般選挙においても、この特例定数をとることができるものでありまして、その期間は、先の残任期間3年間に加え、4年間がプラスになります。「2 - (1) 在任特例」は、合併前の議員全員が静岡市の残任期間について在任できるというものでございます。「2 - (2) 在任特例 + 定数特例」は、2 - (1)の在任特例と1 - (2)の一般選挙による定数特例を組み合わせたものでございます。

以上、簡単ですけれども、市議会議員の定数及び任期の取扱いについてご説明をさせていただきました。

議長(小嶋静岡市長) ただいま事務局から説明がありましたけど、この問題につきまして、それぞれご意見があればご発言をいただきたいと思います。安部委員どうぞ。

安部委員(由比町議会議長) この件におきましては、法による特例項目の中で、最初に議員の定数の取扱いと任期の取扱いということで出ておりますので、由比町のほうでも、この件につきましては、いろいろ協議をさせていただきました。

結論的に、まだ18年3月31日までに、今説明がありましたように合併するとしても、どういう形でやるのが一番いいのか。中には18年3月31日をもって一応失職するというような形で意見を述べている方も決してなくはないわけでございますけれども、この件につきましては、やはり大勢の意見がいろいろ出ておりますので、できましたら、持ち帰らせていただきまして、そして再度協議する中で、報告をさせていただくというような形で、由比町としては考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長(小嶋静岡市長) ただいま、安部委員からのご意見ございましたが、ほかにご意見があれば伺いたいと思います。藤浪委員。

藤浪委員(清水商工会議所副会頭) 藤浪でございます。

私、できれば定数特例をしていただくのが、ベターじゃないかというふうに思っております。

す。やはり何といいましても、合併の最大メリットというのは、最大の行財政改革だというふうに考えますと、やはり、この定数特例でいくのがベターであるし、在任特例で行きますと、住民の皆さんがなかなか納得しにくいのではないかと、そういうこともありますので、私も今考えて、意見を述べさせていただきました。よろしくお願いします。

議長（小嶋静岡市長） それは、定数特例は2つありますけど、どちらですか。

藤浪委員（清水商工会議所副会頭） 残任期間だけですね、1回だけ特例を使っていたら、後は一般選挙でやるというのが、すっきりしていいのではないかと、こんなふうに思います。

議長（小嶋静岡市長） ご意見として伺っておきます。豊島委員どうぞ。

豊島委員（由比町女性団体連絡会会長） 由比町の豊島です。

私もね、先ほど由比町の議長さんもおっしゃいましたけれども、議会の意見は統一していないかもしれませんが、住民の声、ましてや由比町は住民投票において、この合併協議会を設置ということになっておりますので、当然、財政の面をかんがみて、この合併を推進したいという中で協議会を設置ということですので、できましたら、やはり定数1名、蒲原町、由比町はぜひ代表を出させていただいて、意見をそこに集約して出させていただくということが、私は一番望ましいのではないかというふうに思っております。まだ由比町でこの件の話は、まだ詰めていないかもしれませんが、私は、委員としては、この意見を申し上げさせていただきますと思います。

議長（小嶋静岡市長） 本日はいろいろと意見を出してください。須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 須藤でございます。

蒲原町議会でも、この問題を検討しております。結果としては五分五分ですね。というのは、在任特例をなぜやるかということ、やはりこういう形で合併協議会の中で決めた内容が、本当にしっかりと実行されていくかというチェックをしていく必要があるのではないかと。そういう意味においても、やはり議会が責任を持ってやるべきだという意見があります。それから、今の定数特例のほうについては、今おっしゃったように、合併は行革だと、ですから、そうして大勢の議員が3年間残任するということはおかしいのではないかという意見があります。

ただ蒲原町の議会も、まだ一つにまとまっていません。ですからもう少し時間が欲しいということで、本日ここで結論を出すのではなくて、もう少し時間が欲しいなと思っております。よろしくお願いします。

議長（小嶋静岡市長） ありがとうございます。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員（由比町区長会長） 議員の定数が急激に削減されるとなると、町民の声が議会へ届きにくいのではないかと、こういう心配があります。それによって行政の中心が静岡市の中心部へみんな寄ってしまうのではないかと、このような心配する方もあります。そういうことで、まだこれからの検討課題だなと思います。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご発言ございましたら。小林委員どうぞ。

小林委員（由比町商工会長） 由比の小林です。

私も先日、議会の傍聴させていただきました。そのときに、全員協議会をやっておりまして、皆さん11人の、議長を除いて10人ですか、議員の皆さんのいろんなご意見を拝聴いたしましたけど、由比町議会ではまだまだ、ここで結論を出してこうだということができない状況ではなからうかというふうに思いますし、私、町民といたしましても、もう少し時間をかけて、由比は由比で検討させていただければと。持ち帰って、もう一度検討したほうがよからうかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（小嶋静岡市長） 剣持委員どうぞ。

剣持委員（静岡市議会議員） 結論的には持ち帰りで私は結構だと思いますが、静岡・清水が合併して2年間を振り返ったときに、私ども、在任特例2年間、その理由として、新市合併がスムーズにいく、それを見届けるため、あるいは建設計画が着実に進行できるかどうか、あるいは、すり合わせがうまくいくかどうか、そういったものの議会の使命もあるよということで、在任特例をとったわけです。ところが、タウンミーティング、あるいは地区説明会を行ったときに、市民から大変、議員なぜ選挙やらないのだと。議員ばかりうまくやっているという、非常に厳しいご指摘があったわけです。それも事実です。

そういう中で、前回蒲原の山崎町長さん、合併の最大の目的は行政改革にあるとおっしゃられましたし、望月町長さんも、高い意識を持って合併協議を進めていかないと、やはり住民の信頼を得られないよということだと私は理解しておりますので、今後、私ども静岡側もこの議員定数の問題、私どもがあまり議論することも何ですがね。しかし、やはりこれは非常に住民、これからマスコミ等々、発表していく中で、非常に大きな問題になっていくおそれもありますので、その辺もしっかりと議論を尽くして、方向づけもしていかなければならないということで、静岡側も、まだはっきりした形はできておりませんので、検討ということでお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ほかに。濱崎委員どうぞ。

濱崎委員（清水地域自治会連合会会長） ただいま申し上げました、議員が責任持つということもよくわかりますけれども、私ども今までの経験の中からいきますと、むしろ定数特例1回という形の中でよく検討していただいて、議員さんが必ずしもなくなるとかいうことは絶対ありません。むしろ、小さくがっちり固まったら、立ったところから、今まで以上の両方の静岡・清水のほうを加えたときに、政治的にはすごい力のものでないかなと、こんなことも考えてみますと、定数特例がいかがかなと思います。以上です。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご意見ございますか。石川委員、どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原の石川でございます。

ただいまいろいろお話を聞いていましたけど、最初に合併方式を決めるときにも、大きい小さいではないよと、それは結局、人間生きていくのはどこでも一緒だよというような感じで私、大変ありがたく受け取ったんです。それでですね、蒲原町、由比町にとって悔いのない合併にしたいという話の中で、安心して聞いていたのですが、今話を聞いていまして、議員の特例がどうしてあるのかということ、もう少し考えていただきたいなということが私にはあります。やはり、せっかく合併をするんだと。合併協議会です。本当に合併がスムーズに行くにはどうしたらいいのか。そういう中で、私たち本当に、小さい蒲原町、由比町にとっては、不安がものすごく大きい。そういうものを、本当に解消していただきたい。これがすごい要望であります。

ですから、もう少し検討していただきたい。今本当に蒲原町の議会も、この問題については真二つに割れています。だから、変なしこりは残したくないというのが本当の気持ちです。もう一度検討させてください。

議長（小嶋静岡市長） それでは、大体私から見ても、いろんな議論が出尽くして、一応、本日はいきなりこの話ではということで、持ち帰りたいたいということに大勢がなっていると思いますので、この市議会議員の定数及び任期の取扱いについては継続協議ということにさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それではひとつ、持ち帰ってよく議論していただきたいというふうに思います。

それでは次に移ります。次に特例項目の「7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、「7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてご説明いたしますが、その前に農業委員会の概要について簡単にご説明をいたします。5 - 5ページをご

覧ください。

まず、農業委員会は、地方自治法及び農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に置かなければならないものとされており、主な所掌事務は、2に記載のとおりとなっております。

農業委員会の委員は、3にございますように、選挙による委員と選任による委員とで構成されております。選挙による委員は、(1)に記載のとおり、静岡市が40人、蒲原町は10人、由比町が11人となっております。また、選任による委員は、(2)に記載のとおり、静岡市が農業協同組合推薦2人、農業共済組合推薦1人、議会推薦5人の計8人。同じように蒲原町が農協推薦1人、議会推薦2人の計3人、由比町が農協推薦1人、議会推薦3人の計4人となっております。

農業委員会についての説明は以上とさせていただきます、5 - 4ページに、戻っていただきたいと思ひます。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いといたしましては、として、合併後の市町村に複数の農業委員会を置く場合と、といたしまして、1つの農業委員会を置く場合とがございます。なお、一般的な原則である1つの農業委員会を置く場合では、一番下にありますように、40人以内について、静岡市の農業委員会の委員の残任期間、つまり平成18年3月31日を合併の期日とした場合、蒲原町及び由比町の選挙による委員21人が平成19年3月31日までの1年間、委員として在任できることとなります。以上、農業委員会の定数及び任期の取扱いの説明でございます。

議長(小嶋静岡市長) ただいまの農業委員会の定数及び任期の取扱いについて説明をいたしました、ご意見等ございますれば、ご発言お願いいたしたいと思ひます。望月副会長さん。

副会長(望月由比町長) 私も、由比の農業委員会の会長をさせていただいている立場から、1つ意見を述べさせていただきます。

ただいまの議員特例と全く私は同じだと思ひますが、結論的に言いますと、一度持ち帰らせていただいて、町の農業委員会で、この問題について議論をします。そうした中でお返事をさせていただくという形で、お願いをまずしていきたいなというふうに思ひしております。

農業委員会は、農地の転用の関係で許認可をしていくという大変大きな仕事を持っているところでございまして、静岡市の大きな中にどういふうな形でそれを反映していくかということについては全く、先ほどの議会議員の在任とか特例とか、そういうものと似たようなところがあると思ひしております。したがいまして持ち帰らせていただきますので、よろしくご審議していただきたい。こんなふうに思ひます。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

この件につきましては、ただいまご発言のとおり、合併後の農業委員会を1つにするのか、また在任する委員の数など、それぞれの農業委員会の意見も伺う必要があると思いますので、事務局のほうで調整の上、次回報告をさせていただくということでよろしゅうございますか。

それでは、この7番の件につきましては継続協議といたしたいと思います。

次に、特例項目の「8 地方税の取扱い」について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、5 - 6ページをお願いいたします。「8 地方税の取扱い」についてご説明をさせていただきます。

これは、資料の前半部分の記述にありますように、地方税の賦課に著しい不均衡があり、合併により直ちに均一の課税をすることが、かえって住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合には、合併特例法の規定により、合併した年度及び、それに続く5年間に限り、その衡平を欠く程度を限度として、課税しないこと、または不均一の課税をすることができるとされております。

静岡市、蒲原町及び由比町における地方税の税率等の比較は、下段の表のとおりとなっております。このうち協議が必要なものといたしましては、太枠で囲んでございますが、まず事業所税がございます。これは人口30万人以上の市に所在する事務所、事業所に課税するものでありまして、現在、旧静岡市で課税されておりますが、蒲原町及び由比町においては課税されておられません。

またそのほかに都市計画税がございます。これは原則として市街化区域の土地や家屋を対象として課税される税でありまして、静岡市では税率が0.3%、蒲原町では条例により区域を指定し、税率を0.2%として課税しておりますが、由比町では課税していません。

なお、都市計画税の取扱いに関連しまして、静岡市が政令指定都市へ移行した場合、都市計画法に基づき、都市計画区域については市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを行わなければなりません。その結果、蒲原町及び由比町の一部の地域が市街化区域となった場合は、都市計画税は税率0.3%が適用されることとなりますし、市街化区域にある農地は固定資産税、都市計画税について宅地並み課税となります。ただしその線引きには通常3年程度の時間を要するとされておりますので、少なくとも合併の期日前に市街化区域となり、合併による地方税の特例措置として一定期間の課税免除や不均一課税の適用を受けることは想定しにくいものと考えられます。

また都市計画税につきましては税金の問題だけではなく、都市計画上の取扱いもかわる

問題であるため、現在国、県等関係機関に対して確認を求めているところでございます。その結果がまとまり次第、改めてご協議していただく予定でございます。以上、地方税の取扱いについてご説明いたしました。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から説明がありましたように、一番下段の都市計画税、これが一番問題になるかと思いますが、これにつきましては、合併し、そして編入合併されると政令市に入るということになるものですから、その辺の法律的な扱いをどうしていくかということも含めまして、今、関係機関と協議をしているところでありまして、まだ結論を得ておりません。非常に難しい、技術的にも難しい話がどうもあるようでありまして、これにつきましては、また関係機関といろんなことを確認してから、ご協議をしていただくことにして、それ以外でご意見があれば、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、藤浪委員。

藤浪委員（清水商工会議所副会頭） 事業所税について、申し上げます。企業にとりまして事業所税というのは大変重いものであるというようなことで、これ遡りまして清水市と静岡市が合併するとき、この事業所税の関係で大問題になりました。そういう中で、最終的には合併協議会の委員の皆さんのご了解を得まして、法で定められる最長の期間、言うなればここに書いてあります5年間の免除というようなことでご了解をいただいたというようなことでありますので、両町のほうからそういうご要望があれば、これはやはり同じようにやっていただきたいなというふうに思っております。以上です。

議長（小嶋静岡市長） というご意見がございました。ほかにご意見ございますか。どうぞ。

志田正彦委員（蒲原町商工会長） 蒲原町の志田でございます。

今の税制問題ですけれども、委員に選ばれたことで、町の人に会う度に、清水市の人が、合併したことによって急に倍以上な税金になったよって言っている人がいるとか、本当かうそかわからないにしても、住民っていうのはそういう不安を非常にこの合併に持っているわけですね。特に税金問題とか、個々のそういう金銭にかかわる不安も非常に大きいものですから、この間も蒲原町でもそう言ったんですけれども、非常にその辺を、今の事業所税にしてもそうですけど、わかりやすくこれからみんなに説明していくことが非常に必要だなと。線引きは、今のところ蒲原も由比もないわけですから、そういう線引きをされることがどうなるかっていうようなことを非常にわかりやすくしていかないと、後でその辺が非常に根を持つことになるのではないかなとつくづく考えているものですから、その辺をぜひこれからの中で皆さんにわかりやすいよい方法を考えていってほしいなということでもあります。

議長（小嶋静岡市長） はい、わかりました。それでは山崎副会長さんどうぞ。

副会長（山崎蒲原町長） 山崎でございます。お世話になります。

先ほど藤浪委員さんからありがたいご配慮のご発言ありましたけれども、私たちの町は産業の町でございます、そういう意味ではこの税に該当する事業所さんが多数でございます。そうした意味で私の立場といたしましても、これについては若干の経過措置があれば、そういうご配慮を仰ぎたいと、こんなふうに思っております。いずれにしましても5年間という大枠がございますから、何とかその辺まではご勘弁いただければありがたいと、こうしたことで、事業所さんの説明は一生懸命、私どももこの合併協議の中でやってまいるつもりでございますので、ぜひそんなご配慮をいただければありがたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご発言、ご意見ありますでしょうか。望月副会長。

副会長（望月由比町長） 今、由比町は市街化区域、また市街化調整区域の用途の指定の線引きの作業に入るところであります。私、本日申し上げたいことは、後の宅地並み課税の関係で、先日も農業委員会の中で大変大きな話題となっているわけではありますが、今、蒲原町長さんは産業の町だという形でお話をされておりますけれども、由比町は農業と漁業の町であるという形の中で、長いそうした経済形成をされているところであります。したがって市街地周辺の農地が非常に多いところでありまして、もしこれが線引きをして政令市の中に加わることによって、由比町の農地が宅地並み課税にかかってくるということでございます。

税務課のほうでこの問題についても数字を出して調べているところでございますけれども、軽く見ても150倍から200倍に上がってくるということになります。農業の収入というものは大変厳しいものでありまして、その農地を農業生産の場所としてそこで仕事をするわけでありまして、その税金すら稼げない状態なのが今の農業の現状であります。

したがってその辺について、由比町として、また由比町の農協の関係者の皆さん、また先日、静岡市でもJAの総会があったようでございますけれども、そうした話題が非常に大きくなっているということでもあります。また清水農協の望月眞佐志組合長もこのことについても私といろいろ話をしているわけでありまして、そういう問題が由比町では大変大きな問題になっているということもございますので、時間をかけてこの問題についても十分審議をしていただき、よりよい結果が出していただけるようお願いをまずしておきたいと、こんなふうに思います。以上であります。

議長（小嶋静岡市長） ほかにご発言ございましたらお願いいたします。石川委員どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 石川でございます。先ほど藤浪委員のほうから事業所税の

話、5年間ということで、5年間同じように清水っていう話ですけど、今、大変事業者が本当に経営努力をしてやっとちょうどプラスになって上向いてきたと。けどまだまだ非常に事業所等は厳しい状況にあると思います。旧清水市も蒲原町も同じだと思います。そこで、政令市を目指している静岡市が、政令市とともにこの事業所税をなくすという考えはできないですかね。この際ですから、本当に事業所税というものを思い切ってなくしていただきたい。違う形で、事業所がもうかったらプラスになったら出すというような形をとっていただきたいと思います。

本当にね、これ無理な話かもしれません。実際、事業者にとっては、本当にそうしてほしいというのが現実なんです。確かに経営がいい事業所もあります。しかしまだまだ非常に厳しい状況になっております。ですから、この事業所税をかけられることによって、あるスーパーですけど、私たちは本当に苦しんでしまうというスーパーもあります。ですから思い切ってここで私、お願いしたいのは、政令市に静岡市がなったときに、事業所税というのをもう一度見直していただいて、もしできることなら事業所税をなくしていただきたいという要望です。

議長（小嶋静岡市長） その辺につきまして私から。市の判断で事業所税を取らないということにすることはできません。実はこの話は、国でも事業所税をどうするかっていう議論は以前からあります。実はこれは人口30万以上の都市でかかってくるものなんです。これはもう6、7年になりますが、中核市制度ができて、中核市はほとんどそれに入るわけです。

実は中核市の中でもこの事業所税について意見が出たことがあります。それはどういう形で出たかといいますと、全国の不動産業界だったか、建設業界が、もう前から事業所税撤廃を国へ言っております。それに対して中核市としてはみんな絶対反対。要するにそれだけの税源がなくなったらそれを補填する税源をどうするんだというふうに実は我々は中核市として、私も会長をやっていたものですから国に訴えてきて、今外形課税の話も実はありまして、その中で税制改正がもし将来あるとすれば、事業所税とか固定資産税とかそういうものを一体的に見直す中でどうするんだっていう話になるだろう。ほとんどの中核市はこの事業所税がかなりウェイトの大きい税源にあります。旧静岡が20億円ぐらいになっていると思います。ですからこれがなくなるということは、やはりそれにかわるべき財源を持たないと同じような経営ができていかない。これはどこも中核市は同じ状況になっていまして、そのためにある程度投資をして工業団地をつくったりなんかしているものですから。そういう議

論があります。

したがって今、石川委員から、地元の事業所の皆さんのことを心配されてご発言がありました。気持ちはよくわかるんですけども、今のところ私からそうとしか答えられないということでごさいます、特に税制というのは固定資産税、宅地並み課税もそうですけど、国で決まった法律なんですよ。それに対して我々は取る、取らないという裁量はほとんどないです。もしそういうふうにすると、逆に取るべきものを取らないことに対して責任を問われるというふうになるものですから、その辺については税についてはやはりかなり慎重に考えないといけないというふうに思っています。

石川委員（蒲原町議会副議長） 政令市へ静岡市が移行しますと、権限移譲及び財源移譲がありまして、石油ガス譲与税とか軽油取引交付金などが新たに増えて、これが230億円増えるというような計算が出ていると思います。ですから、そういうものを例えば利用して、せっかく国と直結になるという、もう今まで県を通したのが政令市というのは国と直轄になるんだと。本当によい話で、私たちもそういう話を聞いたときに、本当に政令市の静岡市に合併するんだという話も住民の方がよく話をされまして、政令市の静岡市という話で来ていますから、ぜひ政令市の有利な点であるということで、本当に応用していただきたいと思います。大変税の問題って重たい問題だと思いますけど、小嶋市長の頑張りでもたいろいろ変わることもあると思いますから、ぜひよろしくお願いします。

議長（小嶋静岡市長） はい、ご意見として伺っておくということをお願いいたします。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） 事業所税をなくせっていうのはなかなか難しい話で、石川委員にもご理解いただきたいと思いますが、事業所税をこれからどうするかって藤浪委員からも話ありましたけども、清水も合併をして5年間非課税としたわけですね。ですから本日は決められることは合併後5年間非課税とするということだけを決めといて、その間に廃止するのは、会議所も何か反対運動やっているようですから議会も一生懸命、一緒になってやっていくということでもよろしいのではないのでしょうか。

議長（小嶋静岡市長） 佐野委員どうぞ。

佐野委員（由比町議会議員） 委員の佐野でございます。うちの町長も話をしたんですけど、由比町は農業者の多い町でございます。まだ農地の宅地並み課税に関しましては農業委員会の件で話をしただけで、一般町民にまだ下ろされておられません。町としてもどこでそういう話を町民にしたらいいのか多分迷っているのだろうと思います。その話が下ろされると1つ

の大きな問題が由比町でも起こると思います。その辺のぜひご指導もよろしく願いまして、なるべく早く教えて、悪いことを先に教えてやって、それを理解してもらって合併へ進んでいくのが私は道だろうと思うんです。ぜひその辺を上手に教えてあげていただきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） よくわかります。安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） その関連ですけれども、先ほど事務局のほうから、この税についての多分宅地並み課税の件だと思えますけれども、減免は相当想定しにくいですよというようなことで話がありました。恐らく税法上の問題だと思えます。そういう中で、今、照会を取って、その返事が来ると思えますという話をしましたよね。今、うちのほうの佐野委員さんからも話がありましたし、町長のほうからも話がありましたとおり、これも情報開示してそして、やはり関係の皆さんに一応知らしめていかなければならない。そして承諾を取っていかなければならないという形になろうかと思えますけれども、そういう中で、いつくらいにその照会のご返事が取られるのか。また取った時点で当然、私どものほうへもお伝えいただけるかと思えますけれども、そういう形で、できたらいつくらいに取れるのか、その辺をわかったら教えていただけたらと思います。

事務局 お答えします。関係機関、相手があることでございますので確約はできませんけれども、今回は6月30日を予定しておりますので、それに向かって伺っていきたいというふうに思っております。

議長（小嶋静岡市長） 我々も今、抱えている問題でありまして、わかり次第できるだけ早く決めなければいけないものですから、その上でまたご相談ということにしたいと思えます。ご発言ございますか。

それでは意見をまとめていきたいと思えます。まず先に事業所税の扱いでございますが、静岡側の委員の皆さんからご発言があり、また両町の方からもご要望がありましたが、合併特例法に基づく特例措置で5年間一応課税を免除するということは本日決めておきましょう。よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） では、そのようにさせていただきます。

次に都市計画税のことにつきましてはいろいろ難しい話がありますので、先ほどの宅地並み課税のことも含めまして、これも課題にそれぞれなっておりますので、これも継続協議ということでさせていただいていきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(小嶋静岡市長) それではそういうことでございます。

次に移ります。特例項目の「9 一般職の職員の身分」について事務局から説明をいたします。

事務局 それでは5 - 7ページをお開きください。5の7ページをお願いいたします。「9 一般職の職員の身分」についてご説明いたします。

これは編入合併の場合、編入される市町村の職員は、勤務していた市町村の法人格が消滅するため失職することになりますが、合併特例法の規定により、合併関係市町村はその協議により、一般職の職員が引き続き職員としての身分を保有するように措置しなければならないと定められております。また合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いについて公正に処理しなければならないとされており、合併後の任用制度、給与その他の勤務条件に関して著しい不均衡が生じないように配慮することが求められております。

以上、簡単ですけれども一般職に職員の身分についてご説明いたしました。

議長(小嶋静岡市長) ただいまの一般職の職員の身分につきまして説明がありましたが、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。山崎副会長さん。

副会長(山崎蒲原町長) 私どもの蒲原町もそうでございますが、もちろん由比町さんも、随分とこの行財政改革の中で、職員さんの人員削減ということには長年努力して削減を図ってきておりまして、私の手元にあります現時点の各市町の職員1人当たり人口という係数がございますが、静岡市さん106名、蒲原町108名、由比町101名ということでございまして、本当に両町ともに静岡市さんと充分遜色のない状況だろうと思えますものですから、これはぜひ本日ご理解賜って、これから非常にハードな合併のすり合わせ作業等も職員に強いなくてはいけないという環境の中で、何とかこのことだけは皆様にご理解をいただけるとありがたいなど。皆さんの身分について、あるいは立場について、ここできちっとしたご確認をいただくと大変助かるなと思っております。どうぞご理解をお願いいたします。

議長(小嶋静岡市長) ほかにご意見ございましたらご発言をお願いいたします。望月副会長さん。

副会長(望月由比町長) 望月でございます。蒲原町長さんが申し述べたとおり、由比町といたしましても、この項目につきまして是一般職の職員の身分については新市が引き継ぐという形のご確認をお願いできたらよろしいかと思っております。お願いいたします。

議長(小嶋静岡市長) これについては問題ないと思っておりますが、いいですか。

それではお諮りいたします。一般職の職員の身分については、「蒲原町及び由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。」ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(小嶋静岡市長) ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

次に特例項目の「10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い」について事務局から説明いたします。

事務局 それでは5 - 8ページをご覧ください。「10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い」につきましてご説明いたします。

この表は、合併に伴い設置することができる地域審議会と地域自治組織である地域自治区及び合併特例区につきまして、各区分ごとに比較表としてまとめたものでございます。全部で5ページございますので、ここでは要点のみご説明をさせていただきます。

まず地域審議会ですが、これは合併後の住民の声を施策に反映させるため、現行の合併特例法において平成11年から制度化されたものであり、法人格はなく、合併関係市町村を単位として、各議会の議決を経て協議で定めるとされております。設置期間は特に定めはありませんが、先進事例では概ね10年となっております。地域審議会の機能といたしましては、長の諮問に応じて市町村建設計画の変更や執行状況について審議したり、公共施設や福祉、ごみ処理等の計画について意見を述べることなどが考えられます。

次に地域自治組織は、今回の合併特例法の改正または新法の制定により制度化されたものでございます。このうち地域自治区は、合併関係市町村を単位とすることなどは地域審議会と同様ですが、事務所や区長、職員を置くことができ、定められた事業を取り扱ったりするほか、設置した地域協議会では長の諮問に対して審議したり意見を述べることができます。

次に合併特例区は、他の組織とは異なり、特別地方公共団体として法人格を有するものでございます。そのほかの特徴といたしましては、設置期間が5年以内であること。長が選任した区長は規則の制定、職員の任命、予算の作成などの権限を有すること。合併特例区協議会を設置することなどがございます。

簡単ですけれども説明をさせていただきました。

議長(小嶋静岡市長) ただいまの地域審議会等について事務局から説明がございましたが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご発言をお願いいたします。安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 大事なことを皆先送りにさせて申しわけないですが、結論的に話しまして、この件につきましても、ある程度は協議いたしましたけれども、まだ議会としてのまとめができておりません。ですので、この件につきましては一応持ち帰らせていただいて、そして再度協議をさせていただきまして結論を出していきたいというふうに由比町議会としては考えておりますので、すみませんが、できましたらそんなことで計らいを願いたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 今、安部委員からお話がありました、どうですか。

静岡・清水の合併協議会でも少し議論にでましたが、議会との関係が出てきます。ですからこれはよく考えないと、先ほどの議員の任期の問題と絡んで一体として考える必要があると思うし、そういう点ではこれは特例項目であります、そう急いで決めなくてもいい、1つの大きな議論の流れの中でまた話をしていけばいい話でありますし、実は周辺の市町村の合併でもこの問題がなかなか議論されております。そういう中でじっくり議論していきたいと思いますが、それぞれ持ち帰っていただいて、また以後、ご協議をいただくということをしてほしいと思いますが、よろしいですね。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） そうさせていただきたいと思います。

以上で法による特例項目につきましては、以上のとおりとします。

続きまして市町村建設計画について事務局から説明をいたします。

事務局 市町村建設計画につきましては、協議会のスケジュールでお示したとおり、7月30日の第4回合同会議で具体的な主要事業についてご審議いただく予定となっておりますが、今回はその前提となります合併建設計画策定の基本方針と全体構成についてご協議をいただきたいと思います。

6 - 1 ページをお願いいたします。ここに基本方針を掲げてございますけれども、目的といたしましては、それぞれの合併協議会として合併特例法に基づく法定計画を作成すること。計画期間は合併後の平成18年度から27年度までの10年間とし、事業主体は合併後の静岡市及び静岡県とすること。事業内容はそれぞれの総合計画等を尊重するとともに、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進する事業、一体性の速やかな確立を図るために行う事業、均衡ある発展に資する事業であることを基準とし、財政計画との整合性を図るものとしたします。また記載方針としては、平易な記述や具体的な表示により住民にわかりやすいものとしたします。

次の6 - 2ページをお願いいたします。ここでは先進事例を参考としつつ、県とも相談をさせていただきまして、建設計画の全体構成案を作成いたしました。内容といたしましては大きく分けて7部門。 建設計画の概要。 合併の必要性と効果。 まちづくりの基本方針。 まちづくり計画。 公共施設統合整備の基本的考え方。 県事業の推進。 財政計画となっております。なおこの中で蒲原町・由比町と併記してございますけれども、実際の建設計画はそれぞれ別のもので作成することになりますので、そのようにご覧をいただきたいと思っております。

以上、市町村建設計画についてご説明いたしました。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの説明につきましてご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

こうした方針で行くということですね。あと中身の問題ですから。それでは合併建設計画策定基本方針及び合併建設計画全体構成につきましては、このようにさせていただくことでよろしゅうございますね。

あとは中身の問題ということにさせていただきます。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは最後にその他といたしまして、次回の日程等について事務局から説明をいたします。

事務局 それではお手元に資料がございますが、まず第1回静岡市・蒲原町合併協議会におきまして、石川委員さんからご請求のありました、静清合併に係る事務事業一元化に関する資料につきましては、お手元に1枚の紙ですが参考資料として置かせていただきました。

簡潔にご説明させていただきますと、すり合わせ事項全体で2,192件の事務事業のうち、現在、一元化未完了の件数が今年の3月1日現在で172件。率でいいますと7.8%残っております。現在鋭意作業を行っているところでございます。その主な内容といたしましては、記載のとおり にありますように、例えば地球温暖化防止計画などの計画期間の関係によりまして遅れているということです。 は市の歌とか木などの指定。その辺の内容については、指定都市移行時が望ましいのではないかとというのが幾つかございます。 として、市民文化祭など他団体との調整を要するものなどでございます。ご参考としてご覧いただきますとともに、これ以上の詳細につきましては、関係資料が事務局のほうにございますので、またご連絡をいただければご説明に上がりたいと考えております。

最後に次回の開催日程についてご説明いたします。第3回合併協議会は、後日改めてご通

知はいたしますが、6月30日（水曜日）午後1時30分より蒲原町文化センターで合同会議として開催したいと考えております。お忙しい中、まことに恐縮でございますがご出席のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

豊島委員（由比町女性団体連絡会会長） 第3回の合同会議は6月30日ということなんですけれども、本日のこの資料に関しまして手元に着いたのが大変遅いものですから、目を通して勉強したいとか、それからそういうことに対して私たちも一委員としまして住民の代表の声とかも聞きたいと思っておりますので、ぜひ静岡市さんから提示されるときにはもっと早くにいただいて、私たちの手元に届くようにご配慮をお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） はい、そのように努力いたします。須藤さんどうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） これは私があえて言わなくても会長さん十分わかってくれていると思いますが、あえて言わせてもらいますけれども、やっと合併協議会が動き出して、今から具体的な内容がいろいろと決められていきます。要は私が言いたいのは、決めたことは必ず実行するというのを、どういう形でお互いに確認していったらいいのかということはいくつかよくわかりませんが、例えば清水と静岡の合併の中で、やはりなかなか決めたことが進まないなんていううわさも聞いていますので。この合併協議会の中で決めたことは必ず実行していくんだということを、やはりお互いに確認するか、会長さんに約束してもらうかよくわかりませんが、その点をやはりしっかり確認しておくということをひとつよろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） わかりました。おっしゃるとおりだと思います。

ほかに何かご発言ございましたらよろしくお願いいたします。石川委員どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 先ほどの資料、大変ありがとうございました。この事務事業の一元化作業基本方針、そして合併後の一元化事務事業のすり合わせ基本方針。これは最初に合併協議会のときに、このような方針を決めてこの事業に取りかかったのですか。

事務局 ご説明いたします。合併協議会では、それぞれの協議項目の一つの考え方、方針を決めていただいて、その後に事務方同士で事務事業の一元化をしたわけですが、その項目が2,192件当初ありまして、現在残りが172件ということでございます。

石川委員（蒲原町議会副議長） この基本方針は本当に素晴らしいですよ。ぜひ私たちの蒲

原町、由比町もこのような基本方針でぜひやっていただきたいということを要望いたします。

それと、先ほどの地方税の取扱いの中で、参考資料として住民税とか固定資産税とかというのが出ています。これを、難しいかもしれませんが、標準的な数字で出せないでしょうか。例えば住民税、数字で12.3%と違って変わらないって、これ当然変わらないわけですよ。固定資産税も1.4%、これも全く変わらないです。だけど静岡市と蒲原町では、当然、物の価値が違うんです。そういう中で若干の違いが出てくると思います。あくまでもこれはこういう税率ですよっていうからこのパーセントは変わらないです。ですから結局、数字が後でもめるんですよ。ですから、その比較、もし数字で出るものでしたらぜひ出していただいて。こういう資料でないでしょうか。

よく清水の方にお話を聞くと、ちょっと知らない間に払う金額が増えたんだとかっていうような話を聞くんですよ。だから税票が来て初めて、増えたんだな、どうして増えたのかなってというような話を聞くんですよ。そういうような違いが絶対ありませんというものでしたら、そのようなことをぜひ言っていただきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 今のお話はちょっと難しい話ではありますが、またそれは事務局で調べられるものについては、調べますけれども。ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

これで、本日お諮りする案件は終了いたしました。これをもちまして第2回静岡市・蒲原町合併協議会及び第2回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を終了させていただきます。長時間熱心にご審議いただきましてありがとうございました。また次回お願いいたします。